

27 高環共第 481 号
平成 27 年 10 月 23 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県知事 尾崎 正直

「都市計画道路佐賀四万十線(仮称)」に係る第二種事業についての判定について(通知)

平成 27 年 8 月 26 日付け 27 高都計第 262 号にて高知県環境影響評価条例第 5 条第 1 項の規定により届出のありました「都市計画道路佐賀四万十線(仮称)」に係る第二種事業について、高知県環境影響評価条例施行規則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、別紙のとおり判定し、同条例第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、通知します。

都市計画道路佐賀四万十線（仮称）に係る第二種事業についての知事判定

1. 判定結果及び判定理由

都市計画道路佐賀四万十線（仮称）に係る第二種事業については、高知県環境影響評価条例施行規則第6条第1項及び第2項の各号に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、その一部に十分な配慮や対策が必要ではあるものの、四万十市及び黒潮町の意見の中で求められているとおり環境調査等を含む適切な措置を講じ、かつ、次の指摘する点を踏まえた対応を事業届出者が、その責任のもと実施することで、いずれの要件にも該当しないことから、この条例（第5条を除く）の規定による環境影響評価等その他の手続きが行われる必要はないと判定する。

2. 指摘事項

(1) 水質について

ア 全国的にみても高知県は非常に水質のよい河川が多く、事業予定地には、伊与木川や後川等の極めて透明度の高い川がある。

イ 工事中は土砂の流出等によって、濁りが生じ、一時的にも川の状態が悪化することが想定される。特に、河川を横断する工事の場合は、道路の規模に関わりなく一定の対策がとられないと河川の状態が悪化することがあり得るため、十分配慮すること。

(2) 野生動植物・生態系について

ア クマタカについては、環境省が示している「猛禽類保護の進め方（改定版）特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」及び専門家の意見を参考に、環境への影響を実行可能な範囲内で回避又は低減すること。クマタカを含め絶滅危惧種や重要生物などのその他の動植物については、かつての調査した結果も参考に、十分配慮すること。

(3) 地盤沈下について

ア 他自治体での地盤沈下の状況や河川周辺や従来データ等の過去の知見を十分に利用し、適切な対策を講じること。